

自動車運送事業における運輸安全マネジメントの導入に関する法令整備事項の概要

(注) 運送法：道路運送法

運輸規則：旅客自動車運送事業運輸規則

トラック法：貨物自動車運送事業法

安全規則：貨物自動車運送事業輸送安全規則

<一定規模>

旅客自動車運送事業(一般乗用を除く) 200両

一般乗用旅客自動車運送事業 300両

貨物自動車運送事業(被けん引自動車を除く) 300両

1. 輸送の安全性の向上

(運送法第22条、トラック法第15条)

自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず、輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(運輸規則第2条の2、安全規則第2条の2)

自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

【資料8(告示案)参照】

2. 安全管理規程の作成・届出及び安全統括管理者の選任・届出対象事業者

(運輸規則第47条の2、安全規則第2条の3)

一定規模以上の事業用自動車を保有する自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、安全管理規程の作成・届出及び安全統括管理者の選任・届出を行わなければならない。

3. 安全管理規程の作成・届出(運輸規則第47条の3、安全規則第2条の4)

法律の施行の際現に一定規模以上の事業用自動車を保有する自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、本年末までに安全管理規程を作成し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

10月1日以降に一定規模以上の事業用自動車を保有する自動車運送事業者は、事業開始の日までに、安全管理規程を作成して国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

- (注) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線が200キロ以上であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が100両以上(互いに接続する路線にあっては、これらの路線の長さの合計が200キロ以上であり、かつ、当該路線に係る事業用自動車の総数が100両以上)である場合
- 一般貨物自動車運送事業のうち特別積合せ貨物運送のうち、申請に係る運行系統が2以上の地方運輸局の管轄地域に指定され、かつ、運行系統の長さが100キロ以上である場合には、最寄りの運輸支局を經由して国土交通大臣に、その他のものについては、最寄りの運輸支局を經由して地方運輸局長にそれぞれ届け出ることとなる。

安全管理規程の内容は、次のとおりとする。(運輸規則第47条の4、安全規則第2条の5)【資料4(規程イメージ)参照】

輸送の安全を確保するための事業の運営に関する以下の事項

- ・ 基本的な方針に関する事項
- ・ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定め
の遵守に関する事項
- ・ 取組に関する事項

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する以下の事項

- ・ 組織体制に関する事項
- ・ 経営の責任者の輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
- ・ 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する以下の事項

- ・ 情報の伝達及び共有に関する事項
- ・ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項
- ・ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
- ・ 教育及び研修に関する事項
- ・ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
- ・ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
- ・ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

4. 安全統括管理者の選任(解任)届出(運輸規則第47条の5、第47条の6、安全規則第2条の6、第2条の7)

一定規模以上の事業用自動車を保有する自動車運送事業者(貨物軽自動車

運送事業者を除く。)は、安全統括管理者を選任又は解任する場合には、

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名及び生年月日
- ・ 選任し、又は解任した年月日
- ・ 解任届の場合にあっては、その理由

を記載して国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

法律の施行の際現に一定規模以上の事業用自動車を保有する自動車運送事業者は、本年末までに安全統括管理者を選任し、国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

安全統括管理者の選任要件として、事業運営上の重要な決定に参画する管理的な地位にある者で、

運転者等の管理、指導監督等運行管理業務

車両の整備管理業務

及び の内容を含む運行計画、設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務

のいずれかに該当するものに通算して3年以上従事した経験を有する者又は

から までの者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認定した者

例： から までの業務について、個々の業務には3年以上従事していないが、
から までの業務を組み合わせると通算して3年以上従事した経験を有する者

- 5 . 従業員に対する指導監督（運輸規則第38条第8項、安全規則第10条第7項）
自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定及びその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

【資料9（告示案）参照】

- 6 . 国土交通大臣による安全情報の公表（運輸規則第66条の2、安全規則第47条の2）

国土交通大臣は、毎年度、

輸送の安全確保命令、事業改善命令又は輸送の安全に係る行政処分を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容

国土交通大臣に届け出られた重大事故に係る事項

立入検査に係る事項

その他輸送の安全に重大な関係を有する事項
をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7. 事業者による安全情報の公表（運輸規則第47条の7、安全規則第2条の8）
自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、毎事業年度の
経過後100日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の
安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、イン
ターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、輸送の安全確
保命令、事業改善命令又は行政処分を受けたときは、遅滞なく、当該処分
の内容並びに当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容
をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
い。

（告示）

安全管理規程及び安全統括管理者義務づけ対象事業者は、
輸送の安全に関する基本的な方針
輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び
事故類型別の事故件数）
輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置
輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置
及び講じようとする措置
安全管理規程
安全統括管理者
の情報を公表しなければならない。
それ以外の自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、
から までを公表しなければならない。